

熊本県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）1月5日

熊本県監査委員	藤	井	一	恵
同	竹	中		潮
同	内	野	幸	喜
同	高	野	洋	介

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁：包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
<b>(1)システム管理のための体制について</b>							
1	39	企画振興部 情報政策課	組織に関する 規程の見直し について	指摘	<p>熊本県は平成31年4月1日より企画振興部に「情報政策審議監」を配置するとともに、情報企画課を「情報政策課」に改称し、専任の「情報化戦略班」を設置した。</p> <p>しかし、規程等の内容を現状に合わせるための見直しが十分できておらず、規程等の中にある「情報企画監」の業務について、誰が代わりに実施するのが不明瞭な状況にある。</p> <p>また、処務規程において、「情報企画監は、上司の命を受け、情報企画に関する特命事項を掌理する。」とあり、担当する業務は情報企画と情報政策で異なる言葉を使用していることから、本来担当する業務は異なる部分もあると考えられ、処務規程は根拠にならないと考える。</p>	組織協議を進めるなかで、必要な見直し等を検討している。	着手済
2	40	企画振興部 情報政策課	各部署からの 合議体制と合 議内容の管理 について	意見	<p>情報政策課では、各所管課で情報システムの調達・契約を行う前に、「情報化予算要求事業一覧(以下、「IT一覧」)を作成し、調達する情報システムに関する内容・予算につき、所管課からの決裁文書に対する「合議」として関連文書の回付を受けた上で検討している。</p> <p>しかし、各年度においてどのような合議が実施されてきたかの一覧資料がないために、合議の漏れが無いのか、また情報政策課として計画的な合議が行ってきたのか、事後的な検証とフィードバックを行っているのか疑問である。</p> <p>また、情報システムの調達・契約は、IT一覧を作成している事業に関するものとIT一覧を作成せずに調達・契約を行う事業に関するものの二つのパターンがある。しかし、情報政策課ではこの二つを明確に分けて管理できていない。</p>	<p>R3年度予算以降に関して、財政課からIT一覧の結果を入手し、事業の全容が把握できる一覧表を作成のうえ班内で共有した。これにより、合議漏れの確認や所管課への状況確認ができるようになった。</p> <p>また、各所属に対して、合議の徹底を周知するとともに、IT一覧の未計上分については、一覧表に追記し管理するようにした。</p> <p>これにより、システム開発等の予算について、一元的に把握でき、進捗状況の管理ができることとなった。</p>	実施済
3	43	企画振興部 情報政策課	規程の遵守状 況について	指摘	<p>令和元年度における農林水産部団体支援課管理下のシステム開発について、「熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」第9条1項によれば、開発後にシステムの評価を実施する必要があるが、システム評価は実施しておらず、企画振興部長に対する報告も実施されていない。</p> <p>システムの評価自体が行われない場合、今後のシステム開発に有用な情報を残すことができず、また企画振興部長からの指導又は助言も受けることができず、将来におけるシステム開発の有効性、効率性の向上を図る上で問題がある。</p>	<p>これまでも毎年度の予算要求の際に、各システムの所管課に、システムの効率性、信頼性及び安全性の評価を求めてきたところであるが、徹底させることができていなかった。</p> <p>システムの評価のあり方の検討に着手した。</p>	着手済
4	44	企画振興部 情報政策課	IT一覧に記載 事業の網羅的 な把握と進捗 管理方法につ いて	意見	<p>情報政策課は、企画立案のフェーズで各所管課が情報システムを調達・契約するにあたって作成したIT一覧の検討を実施し、内容及び額の査定等を実施しているが、IT一覧で作成されている事業に関する手続の進捗状況を網羅的に把握・管理できる体制になっておらず、管理方法も画一的ではない。情報政策課では、合議が行われた事業に関して各担当者がIT一覧に記載されている事業の消込を実施しているが、管理方法が担当者ごとに異なり、画一的な方法を確立できていない。</p> <p>システム開発の場合、IT一覧を作成してから、基本計画策定、基本設定、そしてシステム開発に至るまで期間が長期にわたることから、適切な進捗管理をできる資料の作成とチェックできる体制の確保がより必要となる。</p>	<p>R3年度予算以降に関して、財政課からIT一覧の結果を入手し、事業の全容が把握できる一覧表を作成のうえ班内で共有した。これにより、合議漏れの確認や所管課への状況確認ができるようになった。</p> <p>また、各所属に対して、合議の徹底を周知するとともに、IT一覧の未計上分については、内容を精査し一覧表に追記し管理するようにした。</p> <p>これにより、システム開発等の予算について、一元的に把握でき、進捗状況の管理ができることとなった。</p> <p>また、システム開発の進捗管理については、システム台帳を整備するとともに、IT査定時に進捗状況を確認するようにした。</p>	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁：包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
5	46	企画振興部 情報政策課	情報システムの一覧表の作成について	意見	<p>情報システムの管理は各所管課ごとに実施しており、管理の方法も各所管課で様々である。そのため、情報政策課は、熊本県庁及び関連施設で運用している情報システムに関して、その全容を把握できていない。</p> <p>情報システムの管理が各所管課に任されていることから、情報システムの更新・更改又は保守メンテナンス等の調達が適時に行えているのか疑問である。全庁的な情報システムのライフサイクルコストを考慮に入れた、計画的で効果的かつ効率的なシステム調達が行えているか疑問である。</p> <p>また、情報システムを網羅的に把握できていないため、新規の情報システムを各所管課で導入する際に周辺の情報システムのみならず、他部署の情報システムを加味した全体最適となる意思決定ができる体制となっていない。</p>	改めて熊本県庁及び関連施設で運用している情報システムに関して調査を実施し、システム台帳を整備した。これにより、各所管課が運用する情報システムについて、情報システムの導入や保守等の経費も含めて網羅的に把握・管理できるようになった。 今後も、IT査定の結果を反映する等、随時更新を行う。	実施済
6	47	企画振興部 情報政策課	情報システムに関する規程等の整備状況について	意見	<p>情報政策課では、情報システムのライフサイクルごとに、必要なガイドラインや要項・要領などを定め、情報システムにおける品質の向上及び均質化や問題点の早期解決などを図ってきた。しかし、情報システムが行政事務処理上の道具から、行政運営の中核を成す基盤として存在するに至っている現在においては、個別のガイドラインや要項・要領を必要に応じて策定していく前に、情報システムの整備及び管理に関して、全体を俯瞰した基本的な方針及び事項を策定すべきであるが、本県では策定されていない。</p>	現在、プロジェクトの立ち上げから進行管理フェーズ向けに「システム開発等にかかるプロジェクトガイドライン」、企画・調達・契約のフェーズにおいては「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン」、運用保守には「運用保守契約に関するガイドライン」と各フェーズにおいてガイドラインを策定し職員向けに公開している。 情報システムの整備及び管理に関する全体を俯瞰した基本的な方針及び事項については、各ガイドラインの体系的な整理と近時の時流を受けた改定を行う。	着手済
7	50	企画振興部 情報政策課	情報システムの開発・調達に関する規程等の整備と周知、運用について	意見	<p>熊本県においては、情報システムの企画から契約までの指針が定められているが、当該規程の整備と周知、および実際の運用において以下のような問題があった。</p> <p>①情報システムの開発・調達に関する規程等の整備と周知が不十分である システムの企画から契約に関する業務のガイドラインが定められているものの、県職員からその存在が十分に認知されていない。</p> <p>②情報システム化の可否の検討が十分になされていない 本来、予算要求の前の段階で現状の課題・問題点の洗い出し等を実施し、予算化の可否がされるべきであるにもかかわらず、情報システムの企画立案と予算要求が同時に起きることで、情報システムを構築する必要性の可否が十分に原課で検討されないまま、予算の妥当性だけが主要な論点となり得てしまう可能性がある。</p> <p>③規程等の適時な改訂がなされていない 「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン(平成19年9月25日)」は平成19年3月30日の制定以降、平成19年9月25日に1度だけ改訂がなされて以降、内容の見直しが行われていない。</p>	情報システムの開発・調達に関する規程等については、体系的な整理と近時の時流を受けた改定を行うとともに、職員への周知を行うこととする。 なお、情報システム化の可否の検討については、できるだけ事前に所管課から情報を収集した上で、所管課の検討に関与し、必要に応じて助言・指導を行っている。	着手済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁：包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
8	53	企画振興部 情報政策課	「熊本県情報資産が保存された機器の廃棄時等における情報流出防止のための抹消措置ガイドライン」について	意見	同ガイドラインは職員の参考にしてもらえるように配布はしているとのことであるが、遵守義務はないことから、十分な対応がとられているかは疑問である。	教育庁など独自のセキュリティポリシーを定めている部局では、自ら基準を設け適切に対応されている。 独自の基準を持たないその他部局に対しては、関連する通知を发出する際は、ガイドラインの周知も併せて行った。	実施済
<b>(2)予算の効率的な使用について</b>							
9	55	企画振興部 企画課	熊本県しあわせ部公式アプリ「くまはび」の活用について	意見	当該アプリは熊本県立大学の学生と共同開発し、「熊本県しあわせ部」の目玉として使用され始めた。 しかし、簡単なゲームの要素はあるものの、当該アプリを活用することで、「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の達成にいかに関与するかが課題である。 最近ダウンロード数も減少傾向にあることから、当該アプリによる効果については検証が必要である。規程等に定められた手続きがなされなかった可能性が高く、書類も残っており、管理が不十分である。	「しあわせ部」の活動における当アプリの活用効果について、県において検証し、寄贈元である熊本県立大学と今後のアプリのあり方について検討することとしている。 また、当アプリは調達ではなく寄贈されたものであり、この関連書類について適切に保管していく。	着手済
10	57	企画振興部 企画課	熊本県しあわせ部公式アプリ「くまはび」の使用期間について	意見	使用を開始してから4年を経過しているが、前年の年間新規ダウンロード数は200件程度にとどまっている。 保守費も年間60万円程度発生することから、いつまで使用するかの方針検討が必要である。	アプリの今後のあり方の検討とともに、「くまはび」を引き継ぐ活動についても検討し、令和3年度中に方針を決定することとしている。	着手済
11	58	企画振興部 情報政策課	システムに関する評価報告書について	意見	新規に情報システムを開発した場合、情報システム運用後に、基本計画・調達計画で策定された通りに機能しているかどうかについて、計画書で策定された費用対効果、概算費用、性能要件等と照らし合わせて評価すべきであり、これが不十分であると今後の業務のあり方の改善及びシステム構築の進め方に生かすことができない。そのため評価報告が適切に運用されていない現状には問題があるといえる。 ガイドラインの周知徹底を図る必要があるが、平成19年9月25日に作成されて以来、ブラッシュアップされておらず、現状にそぐわない部分も多々ある。そのためまずは現状に即したガイドラインに改訂し、実際に運用するに足るものとしなければならない。	「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン」については、評価報告書の様式を定めていない等、現状にそぐわない部分があるため、体系的な整理と近時の時流を受けた改定の見直しを行うとともに、周知が図られるよう対応する。	着手済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁：包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
12	62	総務部 総務厚生課	互助会における電算処理業務の受託料について	意見	職員互助会に関する業務における電算処理業務を県庁保有システムで実施しているが、一部業務についてシステム使用に関する負担金を互助会から徴収していない。 地方公共団体の便宜の供与については地方公務員等共済組合法上、あくまで「できる」規定であり、県税の負担を強いてまですべきものではないと思われる。 また、地方自治法で認められているのは共済組合に対する便宜の供与であり、一般企業の互助会を鑑みるに、通常は個人から徴収される互助会費等の収入の範囲内で支出、運営をしていくものであることから、互助会、共済組合の運営の一部を県税で補填していることについて、県民からの理解を得ることは難しいと考えられる。	職員互助会は、地方公務員法第42条の規定により本来は地方公共団体の義務とされている職員に対する厚生制度を、共済組合とともに県を補完して実施しているものである。 県職員への医療費助成に係るこれまでの県庁保有システムからの支援は、その重要な厚生制度を担う職員互助会に対する県の便宜供与の一つであると考えられるため、職員互助会に対しては、その役割やこれまでの経緯等を踏まえて対外的な説明ができるよう整理しておくよう指導した。	着手済
13	65	企画振興部 情報政策課	電算処理業務委託料の予定価格誤りについて	指摘	県は、人事管理・給与管理・給与計算・給与振込等の電算処理業務を委託しており、予定価格を算定するための基礎となる「電算処理業務 工数積算資料」を確認したところ共済組合員に対する家族療養附加金についても積算されていた。当該業務は平成27年以降、発生しておらず、今に至るまで発生しない業務に対する積算がなされていた。 実際に発生していない業務に関する工数が含まれることから、予定価格がその分過大に算定されていた。 現状では主管課からの情報を信用して工数を決定しているが、今回のような不備も起こりえるため、長期間、工数に変動がない項目、また大きい増減があった項目については、個別の確認をすることが望ましい。	毎年、ホストコンピュータにより運用しているシステム業務主管課に対して、次年度の業務量調査を行い、これに基づき作業工数を積算している。 令和4年度の業務量調査を8月に発出した際、指摘を踏まえ業務量の増減については、内容を十分精査した上で回答するよう周知徹底を図った。 今後は、作業実績と突合するなど個別に確認する。 なお、令和3年度は積算工数を減額している。	実施済
14	65	企画振興部 情報政策課	電算処理業務委託料に伴う資料の記載誤りについて	意見	業務委託契約にあたり、予定価格を算定するための基礎となる「電算処理業務 工数積算資料」を確認したところ、主管課の記載が県庁外の組織(共済組合)となっているものがあつた。 実際には、共済組合に支払うべき給与と計算上の法定控除や年金支払に必要な給与と記録及び標準報酬月額に関する、人事課や警務課、学校人事課におけるデータ作成業務であり、資料の主管課の記載に誤りがあつたものと考えられる。	関係する給与主管課及び各共済に確認し、主管課の記載を実態に合わせ、共済組合から人事課、警務課、学校人事課に変更した。	実施済
15	66	企画振興部 情報政策課	入札参加者の選定について	意見	「仮想デスクトップシステム(CACHATTO)」の利用につき、使用契約(5年間)で結んでいる業者について、契約中に破産手続に入っていることがわかつた。当該業者については、2019年に熊本市で無許可の再委託により入札参加資格の停止処分を受けており、入札参加業者としての信頼性を欠くと言わざるを得ない。 また、社会保険料及び法人税の滞納をしており、破産手続の開始に至っていることから、熊本県に対する役務提供の継続性に疑義が生じている状況であつた。 継続してシステムを使用するような契約にあつたは、会社の役務提供能力及び法人の継続性についてもより慎重な審査が望まれる。	包括外部監査人が指摘された「熊本市での入札参加資格の停止処分」は、情報政策課が同社と契約した後に発生したことであり、契約時点で、入札から排除することは難しいと考える。 なお、今後、継続してシステムを使用するような契約にあつたは、入札参加者が適合性を欠くという情報があれば、慎重に対応していく。	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁：包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
16	68	企画振興部 情報政策課	入札手続の チェック体制について	意見	<p>情報政策課で管理している一部システムの運用管理等業務について、入札の資料を確認したところ、当初一回目で入札が不調に終わり、後日二回目の入札を実施していた事例があった。原因は当時の担当者が入札業務に不慣れであり、税抜きの手定価格を算定していたため、入札額が手定価格を上回り、不調となったためとのことであった。</p> <p>現在は手定価格調書の右上に記載される「設定金額」は税込額だけにする等の工夫はされているとのことであったが、実際に最近の契約書類を確認したところ、その後も税込額と税抜額が2段書されている書類が存在したことから、今後徹底することが望まれる。また、入札手続に不慣れな担当者に対する指導等も、より強化する必要がある。</p>	包括外部監査人からの意見を踏まえ、改めて、設計金額を税込額のみ記載した手定価格調書の様式を課内の全職員で共有した。	実施済
17	69	企画振興部 情報政策課	手定価格算定の方法について	意見	<p>熊本県団体内統合利用番号連携サーバシステム運用業務委託において、積算価格の算定過程を確認したところ、熊本県が単価等の規程を持っていないソフトウェアの保守業務について、導入当初に業者側から入手したソフトウェア保守業務の見積金額を使用しているものが存在した。</p> <p>当該システムは政府主導で導入されたものであり、全国の自体で導入されていることから、他県に契約額の照会をかけることもあるとのことであるが、その記録は残されていなかった。</p> <p>照会の記録を残すとともに、定期的に業者から見積りを取り直すことも検討する必要がある。</p>	手定価格算定にあたって、他県の状況を照会した場合は、その記録を残すとともに、業者から参考見積りを徴取する場合は、最新のものを取り寄せることとする。	実施済
18	70	企画振興部 情報政策課	手定価格の歩 切りについて	意見	<p>各種業務委託契約を結ぶにあたり、積算資料や算定基礎の中で単価や工数に基づき設計金額を算出しているが、手定価格調書において設計金額から端数切捨てや或いは一定の率で減額することで、手定価格が設定金額と異なるものが見受けられた。</p> <p>歩切りについては、見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること、ダンピング受注を助長し、納入品の品質や安全の確保に支障をきたすこと等の可能性があり、裁量による歩切は問題であるといえる。</p> <p>設計金額は厳密に積算に基づいて算定されているのであるから、これを安易な歩切りにより変動することは好ましくない。</p>	令和3年3月11日付会計課通知「建設工事等以外に係る手定価格の適正な設定について(通知)」により、建設工事等と同様に手定価格の設定については、端数処理を廃止し、設計金額と同額とする(令和3年4月1日以降適用)こととなった。 通知以降は適切に対応している。	実施済
19	71	企画振興部 情報政策課	規程に沿わな い仕様書に基 づく機器のリースについて	指摘	<p>「熊本県情報資産が保存された機器の廃棄時等における情報流出防止のための抹消措置ガイドライン」で、新たにリース契約を行う場合の仕様書への記載が求められる事項が、仕様書に記載されておらず、その結果、リース機器の納品時にサーバ等のシリアル番号一覧表が入手されていなかった。</p> <p>各部署に対し、ガイドラインの周知徹底を求めるとともに、情報政策課への合議の際に、仕様書の内容に抹消ガイドラインが求める記載事項が入っているか否かを確認する、実際の機器の納品チェックとそれに対応するシリアル番号一覧表の提出があることをチェックできるようにする、といった体制の整備が望ましい。</p>	各所属に対して、情報機器調達の際には、情報政策課への合議を行うことと、合議にあたっては必要なガイドラインを確認することを改めて周知した。 指摘内容については、合議の際チェックを行うこととする。	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
<b>(3)システム全般統制について</b>							
20	74	企画振興部 情報政策課	仕様書に基づく 納品のチェック について	意見	上記に類似する事例として、仕様書に必要事項としてリース機器のシリアル番号等の入手を記載していたにも関わらず、機器の納品時に、サーバ等のシリアル番号一覧表が入手されていなかった事例があった。 実際の機器の納品チェックとそれに対応するシリアル番号一覧表の提出があることをチェックできるような体制をとり、それに沿って検品、シリアル番号の取得を実施することが望まれる。	「熊本県情報資産が保存された機器の廃棄時等における情報流出防止のための抹消措置ガイドライン」では、納品機器のシリアル番号一覧表の提出を求めている。 今後も、IT査定通知を发出する際など機会あるごとに、情報機器調達の際には、情報政策課への合議を行うことと、合議にあたっては必要なガイドラインを確認することを周知した。	実施済
21	76	企画振興部 情報政策課	「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン」の見直し	意見	パッケージソフトを導入する場合等、プログラム開発を伴わない調達については企画立案フェーズを経ずして、情報システムの調達・契約が行われる事業が発生することがあるが、このような場合における調達・契約手順は「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン」で明確に規程されていない。結果、企画立案フェーズで行われるはずである情報化事前調査やシステム構想書の作成、IT一覧の作成と検討等の手続が行われていない。 企画立案フェーズを経ずに調達・契約が行われる事業の業務フローが、「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン」において想定している業務フローと乖離しており改善が必要である。	「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン」については、パッケージソフトを導入する場合等における業務フローを定めていない等、現状にそぐわない部分があるため、体系的な整理と近時の時流を受けた改定の見直しを行うとともに、周知が図られるよう対応する。	着手済
22	77	健康福祉部 健康福祉政策課	システム開発のプロジェクト管理について	指摘	福祉総合情報システムについて、以下のような問題点が検出された。 ①保守契約切れのソフトウェアを運用している 「熊本県電子情報保全対策要項(平成31年4月改定)」において、サポートが終了したソフトウェアの使用を禁じているにもかかわらず、保守契約切れのソフトウェアが運用されていた。 ②システム開発の遅延発生 使用ソフトのサポート終了前に新システム移行を計画していたが、原課担当者のスケジュール管理不足や当該担当者の退職などが重なり、当初の計画から1年以上、システム開発が遅れてしまっている。 ③IT一覧検討時点(平成29年11月)の申請の誤り 平成30年度当初予算において、新システムの再構築に関する予算につき「要求種別、段階」が「システムの再構築」ではなく、「システムの改修」として予算要求されている。「システムの再構築」では様式3システム構想書が必要であるため、システム開発の目的や費用対効果の他、実施体制などを詳細に検討する必要があったが、「システムの改修」ではその検討が必要ないため、本件では検討されていない。 平成30年度当初予算IT一覧検討時点(平成29年11月)で「システム構想書」を作成し、会議体や作業実施体制を明確に定義する必要があった。またプロジェクトの会議体で進捗管理がなされていれば、原課担当者が一人で抱え込んでいたとしても、システム開発の検討が遅延していることを早期に発見できていた。	①、②について 平成30年度に実施した基本調査の結果、再構築には2年を要することがわかり、期間を1年延長。令和元年度からシステム再構築を行い令和2年度に完成したことで、現在は、サポート切れの状態は、解消している。 なお、当該システムは、外部ネットワークと接続していない専用回線を使用しているため、情報漏洩のリスクは発生していない。 ③について 令和元年9月補正予算要求時にシステム構想書を提出し、改めてIT査定を受けている。 また、令和元年度のシステム再構築の開始当初から、リーダー会議を毎月開催するなど適切に管理し、令和2年度末で再構築が終了し、問題点は解消した。	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分																		
23	81	企画振興部 情報政策課	パソコン等管理 台帳の整理状 況について	指摘	<p>パソコン等管理台帳の内容を確認したが、以下のような不備が存在していた。</p> <p>データ総数: 12,201件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>導入年月日から10年超経過している備品 ※情報関連機器という性質上、明らかに現在は使用されていないと考えられる機器</td> <td>995件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>備考欄に「所在不明」「廃棄予定」「使用できず」といったコメントが入っている備品 ※備考欄の記載から、台帳に残っていること自体が疑問視される備品</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>リース期間の満了日を経過しているもの ※再リースをしている場合を除き、既にリース会社に返還されている可能性が高い備品</td> <td>1,914件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>「設置所属」「導入元所属名」「使用者」の全ての欄に「?」が記載されているもの ※所属及び使用者が不明のため、現物確認においても確認作業ができないデータ</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>「IP不正使用」の記載があるもの ※本来備品台帳に掲載すべきではないデータ</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注: 上記の1～5は重複して集計されているものがある。)</p> <p>上記のような不備が存在する原因についてヒアリングを実施したが、毎年当該データを元に現物確認を実施しているものの、結果を十分反映できていない部分もあるためとのことである。</p> <p>棚卸の時期が夏の閑散期であることから、1週間の調査期間中にも固定資産の取得及び除却が発生していると考えられることから、棚卸の結果をそのまま反映することについて不安があるとのことであった。</p> <p>また、上記のような不備が存在するにも関わらず調査結果が未訂正で返ってくることから、調査自体の精度にも疑問がある。</p> <p>さらに現在、台帳データベースの手直しをできる職員がおらず、既にサポート期間が終了しているバージョンを使用していることから、データの保守の面でも問題がある。</p> <p>現在のようないびつなデータが残ったままの状態では、情報機器の管理を適切に行うことができない。</p>		内容	件数	1	導入年月日から10年超経過している備品 ※情報関連機器という性質上、明らかに現在は使用されていないと考えられる機器	995件	2	備考欄に「所在不明」「廃棄予定」「使用できず」といったコメントが入っている備品 ※備考欄の記載から、台帳に残っていること自体が疑問視される備品	13件	3	リース期間の満了日を経過しているもの ※再リースをしている場合を除き、既にリース会社に返還されている可能性が高い備品	1,914件	4	「設置所属」「導入元所属名」「使用者」の全ての欄に「?」が記載されているもの ※所属及び使用者が不明のため、現物確認においても確認作業ができないデータ	16件	5	「IP不正使用」の記載があるもの ※本来備品台帳に掲載すべきではないデータ	1件	<p>パソコン等管理台帳上の機器で、明らかに記載不備と考えられるデータ(1及び2)については削除した。</p> <p>また、台帳上のすべての情報機器(3、4及び5)について、各所属に現物確認を依頼し、その回答をもとに、廃棄済みの機器については、削除処理を行った。</p> <p>引き続き、台帳の適正な運用管理のあり方について検討する。</p>	着手済
	内容	件数																							
1	導入年月日から10年超経過している備品 ※情報関連機器という性質上、明らかに現在は使用されていないと考えられる機器	995件																							
2	備考欄に「所在不明」「廃棄予定」「使用できず」といったコメントが入っている備品 ※備考欄の記載から、台帳に残っていること自体が疑問視される備品	13件																							
3	リース期間の満了日を経過しているもの ※再リースをしている場合を除き、既にリース会社に返還されている可能性が高い備品	1,914件																							
4	「設置所属」「導入元所属名」「使用者」の全ての欄に「?」が記載されているもの ※所属及び使用者が不明のため、現物確認においても確認作業ができないデータ	16件																							
5	「IP不正使用」の記載があるもの ※本来備品台帳に掲載すべきではないデータ	1件																							



令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁：包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
24	84	企画振興部 情報政策課	使用していない備品の処分について	指摘	熊本県庁新館9階にあるサーバ室には、情報政策課が過去使用していたが、使用できなくなったことから除却時まで保管されている情報機器が多く保管されていた。 サーバ室には特定の関係者しか入出できないことから、盗難のリスクは低いと考えられるが、物品管理台帳への記載がないことから、現状は紛失しても適時に発覚しない可能性がある。	令和2年度中に、全ての機器のハードディスクの物理破壊を実施した上で、管理調達課へ保管転換を行った。	実施済
25	87	企画振興部 情報政策課	「運用保守契約に関するガイドライン」の見直しについて	意見	上記ガイドラインにおいて、運用保守業務に関しては、業務委託開始後一定期間経過後に中間実績報告書の入手を求めている。 この点につき情報政策課担当者にヒアリングにて確認したところ、中間実績報告書の入手は、情報政策課においてもほとんど実施できていないとのことであった。また、他の所管課での実施状況については、情報政策課では把握できていないとのことであった。 規程が形骸化している状況であり、ガイドラインに基づいた中間評価の適時の入手と評価およびガイドラインの適切な改訂が望まれる。	現在、プロジェクトの立ち上げから進行管理フェーズ向けに「システム開発等にかかるプロジェクトガイドライン」、企画・調達・契約のフェーズにおいては「IT導入に関する企画・調達・契約ガイドライン」、運用保守には「運用保守契約に関するガイドライン」と各フェーズにおいてガイドラインを策定し、職員向けに公開している。 今後、各ガイドラインの体系的な整理と近時の時流を受けた改定を行う予定としている。	着手済
26	90	環境生活部 環境立県推進課	データの受け渡しに使用するUSBメモリについて	意見	一部のシステムにおいて、システムから入手したデータを他の端末へ移転する際、媒体としてセキュリティ機能を有しないUSBメモリを利用している事例が見られた。 当該事例においては、データには個人情報として慎重な取り扱いを求められるものは含まれていないようであるが、県民から提出された届出情報を含んでいることから、慎重な取り扱いをすることは当然であり、セキュリティの存在しないUSBメモリを使用することには問題がある。	使用するUSBをセキュリティ機能付きのUSBへ切り替えた。	実施済
27	94	農林水産部 団体支援課	データの受け渡しに使用するUSBメモリ及びCD-ROMについて	意見	上記の事例と同様、システムから取得したデータの取得に際しセキュリティ機能を有しないUSBメモリを使用している事例に加え、外部からデータの提供を受けた際に受領したCD-ROMを、鍵のかからない執務室内で、段ボール箱で保管している事例も見られた。 データを保持する媒体を管理する際は、鍵のかかるキャビネットで保管する等、物理的な保管対策にも配慮することが望ましい。	システムから取得したデータの管理については、セキュリティ機能(パスワード管理)を有したUSBメモリーを導入して管理を行うよう改善を図った。 また、外部機関から送付されるCD-ROMについても、扉付きの書架に保管するよう改善を図った。	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁：包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
28	98	企画振興部 情報政策課	個別システム に対する情報 セキュリティ監 査のフォロー体 制について	意見	<p>熊本県電子情報保全対策要項では、情報セキュリティ監査を実施した上で指摘事項を所管する所属情報セキュリティ管理者に対し、当該事項への対処を指示しなければならないとされている。</p> <p>ただ、現状では、監査の指摘事項について、改善案を作成し対応方法まで準備しているものの、その実行までには至っていない状況が一部で発生している。</p> <p>いわゆるPDCAサイクルを繰り返し実行することにより、より高いレベルの情報セキュリティ対策を構築していくことが想定されているものの、その実行を担保するような体制が構築されていない。予算を投じて外部の専門業者に委託した上で、情報セキュリティ監査を受けているにも関わらず、その結果を十分には活用できていないものと考えられる。</p> <p>所管課が作成する改善案について、その実施状況まで確認できるような体制の構築が望ましい。</p>	情報セキュリティ監査の指摘事項等については、改善案の実行状況まで管理できるよう、システム所管課において整理を行わせるなどの対応を行う。	着手済
29	100	企画振興部 情報政策課	情報セキュリ ティ監査の指 摘事項の利用 について	指摘	<p>情報セキュリティ監査での検出事項について、指摘されたシステムについては改善案が報告されているが、監査を受けていない他のシステム(所管部署)に、どのような指摘事項が検出されたのかという情報が周知されていない。そのことにより、監査を受けていない情報システムで、指摘された内容と同種の課題や問題点の有無について確認することができていない。</p> <p>より高いレベルでの情報セキュリティ対策を講じられるようになるためにも、情報セキュリティ監査の結果である指摘事項の内容を他の部署とも共有し、直接指摘を受けていない情報システムでも同種の課題や問題点の有無を検討できる体制を構築すべきである。</p>	情報セキュリティ監査の指摘事項等については、他のシステム所管課へ情報提供を行い、同種の問題等が発生していないか、自己点検時に併せて確認するよう呼びかけるなどの対応を行う。	着手済
30	102	企画振興部 情報政策課	情報セキュリ ティ対策状況 に係る自己点 検の実施・報 告状況につい て	指摘	<p>熊本県電子情報保全対策要項ではセキュリティに関する自己点検の実施と報告が求められているが、該当する情報システム・ネットワークは少なくとも30以上は存在しているにもかかわらず、自己点検にかかる報告書である「セキュリティ点検報告書」の提出が、令和元年度で1件のみとなっている。</p> <p>自己点検は、システムの情報セキュリティ対策についてその実施状況を確認する機会になるとともに、事故につながりかねないリスクや事象の早期発見につながる手続きとなる。そのため、上記の要領通りの運用が求められる。</p>	情報セキュリティ監査の指摘事項等については、他のシステム所管課へ情報提供を行い、同種の問題等が発生していないか、自己点検時に併せて確認するよう呼びかけるなどの対応を行う。	着手済
31	104	総務部 税務課	システムユー ザー権限の設 定方法につい て	意見	<p>システムへのアクセス権限設定につき、権限の設定が個人ごとになっているため、部署を移動した際の閲覧権限が十分に制限されず、部署異動後も旧部署関連のデータを閲覧できるといった不具合が生じる可能性がある。また、個人のIDに役職に関する情報を含んでいるわけではないため、役職の変更にもない権限のレベルが変更となった場合は、その都度IDに紐づけられている権限を変更しなければならない仕組みになっている。</p> <p>役職や部署など、ある一定のユーザーの集まりをグループ化し、それぞれのグループに固有の権限を事前に割り振ることで、権限の設定をわかりやすくグループ化することが考えられる。</p>	<p>他部署に異動した場合は、マイナンバー系のPCがなく、また、IPアドレスの階層が税務とは異なることからデータにアクセスすることは不可能である。</p> <p>税務内では他所管のデータについても閲覧、記入ができる必要があるため、不具合とは考えていない。</p> <p>御意見を受けて、ログインIDについては転出者のログインIDの削除を行った。</p> <p>ファイルメーカーにおけるアクセス権設定については、個人IDをグループ化し権限を割り振ることはできない仕様のため、個人IDに職域に応じた権限グループを設定した。</p>	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
 (テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
32	106	企画振興部 情報政策課	熊本県で使用されているシステムの把握について	意見	一部のシステムは庁外の外部サーバに設置されているが、これらについてはシステム監査の対象外となっている。 加えて、そもそも情報政策課が全てのシステムを把握できておらず、さらに把握していたとしてもその内容、リスク等を詳細に把握しているわけではないことから、システム監査の対象外としていいかどうかを検討したか否かが不十分である。 今後システムを網羅的に把握し、内容を吟味したうえで、システム監査の対象とする、又は対象外とするといった判断経緯がわかる資料の作成が必要である。	改めて熊本県庁及び関連施設で運用している情報システムに関して調査を実施し、システム台帳を整備した。 この台帳により、システム監査の対象かどうかを判断することとする。	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1	108	企画振興部 情報政策課	システム管理に関するアンケート結果について	<p>本年度の監査実施にあたり、熊本県においてシステムを保有、管理していると考えられる74の部署に対し、システムの調達、管理状況に関するアンケートを実施した。</p> <p>アンケートの結果、以下のような問題点もしくは課題が認識された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの信頼性等についての事後検証も多くのシステムで行われておらず、情報政策課への報告も十分行われていないことがわかる。</li> <li>・ユーザーの管理や保管されている情報の保持に関しては比較的意識が高いようであるが、情報の廃棄や、情報を取り扱う機器の管理や廃棄については今後改善の余地があるものと考えられる。</li> <li>・ソフトウェアの管理について、最近では購入だけではなく、リースによる取得や定額料金を支払い一定期間の使用権のみを購入するサブスクリプションといった形態もあるため、これらの形態に合わせたライセンス等の管理および、不要となったシステム等の適時の廃棄、台帳に基づく棚卸が適切にできるようにする点が課題であるように思われる。</li> <li>・システム関連業務の再委託については、情報が外部に漏洩するといった問題が生じかねないため、再委託先の管理については今後十分に検討を要するものと考えられる。</li> </ul> <p>なお全体の通してみると、質問項目によっては、県の定めるガイドライン等に沿っていないことを示す回答が多数見受けられることを鑑みると、システムの管理を各部署にゆだねた上で、なおかつ県としての統一的なガイドラインに基づきシステムを管理することは困難な状況であると言わざるを得ない。</p>	<p>情報政策課が定めたシステムの調達、運用、保守について基本方針及び詳細なガイドラインに沿ってシステムの開発、運用を行えるだけの人材が育成すべく、情報システム管理者に対して、地方公共団体情報システム機構が主催する教育研修(システム運用管理セミナー)への参加を呼びかけ、31所属から34名が受講予定である。</p> <p>今後も、このような研修の機会を捉え、情報システム担当者の資質向上を図る。</p>	着手済
2	113	企画振興部 情報政策課	表計算ソフト等を利用したEUCについて	<p>業務の処理にあたっては、Microsoft社のWord、Excel等、市販されているソフト、いわゆるEUC(End User Computing)を用いることが多い。</p> <p>EUCについては、システム部門が関与せず、一般職員レベルで簡易なフォーマット、プログラムを作成し業務に適用するため、業務への適用を素早く行うことが可能で、かつ改編も容易といった点で利点もあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シートの設定の誤りに気付かず、入力結果から正しい結果が得られない</li> <li>・正しい結果が得られていないにも関わらず、担当者以外の者がシートの内容を理解できないため、その誤りに気づかず、誤ったまま業務が継続されてしまう</li> <li>・改編が容易であるため、誤ってシートの設定内容、計算式等が変更された場合に気づかない</li> </ul> <p>といったリスクがある。</p> <p>過去の包括外部監査結果においても、表計算ソフトを用いた補助金申請フォームの誤りにより、補助金が誤って計算されていた事例があり、EUCによる簡易な処理と、システム化による処理の高度化のどちらが有効かについて、担当部署とシステム管理部署の間で協議のうえ決めるように改善してはどうか。</p>	<p>EUCによる簡易な処理とシステム化による処理の高度化のどちらが有効かについては、これまでも予算要求時などにシステム化の相談を受けて、協議の上決めることはある。</p>	実施済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
3	115	企画振興部 情報政策課	管理すべきシステムの 明確化について	<p>前項で述べた通り、表計算ソフトやMicrosoft Accessなどのデータベース管理ソフトを利用して、各業務を担当する職員が簡易なプログラムもしくはシステムを構築し、業務に利用している場合があり、今回、検討対象としたシステム一覧の中にはこれに該当するものが含まれていた。EUCを有効に活用する必要性については既に述べた通りであるが、これらをいわゆる「システム」として管理すべきかどうかについては検討の余地がある。</p> <p>EUCとシステムを区別した上で、取り扱うデータの量や重要度、業務の持続性などの判断基準を基に、現状EUCで運用している業務をシステム化する、あるいは、システムで処理している業務をEUCに移行するといった管理をすることで、システムおよびEUCの統一的な管理と管理の効率化が図れるものとする。</p>	<p>システムの明確化については、各所管の業務におけるデータ量や重要度、業務の持続性などを基に、総合的に判断せざるを得ないため、システム及びEUCの区分化を行うことは難しい。</p>	措置困難
4	118	企画振興部 情報政策課	情報処理と情報戦略	<p>熊本県では業務に利用するシステムは使用する各部署で開発、調達、運用する前提である。各システムは各部署が所有しており、システム間のデータ連携ができない場合は書面で出力したデータの再入力や、電子データの生成と再投入といった形で連携をとる。システムの管理が各部署で完結していることから、業務に合わせたシステムの開発や改編が容易である反面、システムごとにデータのフォーマットが異なるうえ、システムの基盤となるハードウェア等も異なるため情報の授受や閲覧、部署間連携にも非効率が生じる。</p> <p>業務処理のために情報システムが利用されるようになった当初は、各部署における業務の「処理」のためのものであり、その過程で処理された情報も単に保存するだけといった場合も多かったものと考えられる。そのような状況下では、システムの管理は部署ごとの方が効率的であったものと考えられるが、現在は処理に要した情報、および結果として生成された情報を有効に活用して、今後の政策の実現や業務の効率化に対する「戦略」を立てるための資源として利用することが求められるようになってきている。それを実現するためにも処理するためのシステムから、効率的な情報の利用による戦略策定のためのツールとしてのシステムとできるように改善を図ることが望まれる。</p>	<p>国は、令和3年6月、新たなデータ戦略「包括的データ戦略」を公表し、日本のデータ戦略に関する新たな理念・ビジョン・行動指針を示した。</p> <p>今後、デジタル庁においてデータ戦略の推進が図られることから、これら国の動きを注視しながら、県としても必要な取組みの検討に着手している。</p>	着手済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
5	120	企画振興部 情報政策課	ユーザー管理の一元化	<p>各業務システムの管理が各所管課で完結していることから、システムを利用できるユーザーを設定する際に、個々のシステムごとにユーザーを設定する必要がある。したがって、何らかの理由で他部署のシステムを利用・閲覧することは、別途当該システムに対応するためのユーザーIDを取得しない限り不可能である。また、各業務システムの側から見た場合、職員の異動によりIDを再設定する際に、異動元の部署でのID削除、異動先の部署におけるIDの登録という2つの手続を実施する必要がある。</p> <p>県庁の職員としての所属情報は一意に定まっているはずであり、「誰が」という個人を特定してシステムを取り扱う権限を付与する以外にも「どういう属性の職員か」に基づき、どのシステムに対してどのようなアクセス権限を付与するかを事前に決めておいて、その情報に基づき各業務システムで作業できる内容を制限するようにした方が効率的であり、個別のシステムにおけるユーザー権限の設定誤りや、不要となってIDの削除漏れに起因するデータの盗取といったセキュリティ面のリスクも軽減できる。</p> <p>加えてユーザーの認証に際してIDおよびパスワードだけではなく、職員証を兼ねたICカードを用いる等、複数の要素でユーザーを識別し、県庁内で稼働するシステムへアクセスする際の認証を一元化することで、セキュリティの一層の向上を図ることができる。特にシステム上の個人認証を一元化した上で、複数の要素に基づき実施することは、不正なアクセスの防止と問題が発生した際の原因究明の際に有効な手段である。</p>	<p>基本的なユーザー情報については、主に人事・給与システムで管理しているところであるが、権限の設定に必要な情報が不足することから、他のシステムにおいても必要な情報を付加した上でユーザー情報として管理している。</p> <p>今後、庁内無線LANの整備に伴い、将来的なユーザー情報の一元化も見据えた見直しを行うこととしている。</p>	着手済
6	122	企画振興部 情報政策課	システムの全体最適化と一元的な管理	<p>ここまで記載した事実および意見を改めて総括すると、熊本県の使用するシステムの問題点は以下の内容に集約される。</p> <p>①システムの開発、運用に関するガイドライン等を整備されているものの、各部署において十分周知徹底されていない面がある。</p> <p>②利用するシステムの全体像をシステム統括部所である情報政策課で把握しきれていない。</p> <p>以上の問題点は、各部署で開発、運用するシステムに対する、情報政策課の関与が、あくまで技術面、予算管理面での「指導・助言」のレベルにとどまっていることが原因にある。</p> <p>最近のいわゆる情報化社会と呼ばれる中では、情報の処理とその結果だけではなく、その過程で収集されたデータや、各業務間で収集された情報の連携を図ることで、より高度な政策の立案や業務の効率化が図れることが期待される。加えて、システム自体が高度化する中、各部署でシステム開発、管理を行うことは以前と比較して困難な場合も多く、対応する人材を各部署に配置して対応することも容易ではない。</p> <p>上記問題点を改善するとともに、システム間の情報連携やセキュリティレベルの平準化を図るために、システム間の開発・管理をシステム統括部門に一元化することが対応策として考えられる。</p>	<p>デジタル行政推進のため、物的環境や県庁内の推進体制をどうするかについては、関係課との協議を行いつつ、検討を進めている。</p>	着手済

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	所管課	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
7	124	企画振興部 情報政策課	CIO職設置の必要性	<p>CIOとは、Chief Information Officer、の略であり「最高情報責任者」と訳される。近年では民間企業においても情報戦略の重要性に着目し、CIO職を設置する例が増えている。以前はいわゆるコンピュータ関連の「技術」面に着目して、企業や自治体で技術管理の専門部署と責任者を置いていることが多かったが、最近では情報を処理する「技術」ではなく情報を用いた「戦略」までを含めた施策を立案、遂行する役職として扱われることが多い。全国の各都道府県においても、全47都道府県のうち33都道府県ではCIO職が設置されているが、熊本県ではCIOが設置されておらず、CISO(最高情報セキュリティ責任者)が設置されているのみである。</p> <p>最近では、地方自治体のシステム標準化、マイナンバーを用いた情報連携など、より高度な情報の集積と利用が可能な環境が整備される可能性が高まっており、収集した情報の共有と、効率的な活用による、有効な政策の立案がこれまで以上に求められるようになることが見込まれる。</p> <p>加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、新しい生活様式の浸透と、テレワーク化の拡大も今後定着することが見込まれ、職員が県庁内外のどちらにあっても、セキュアな環境下で効率的な業務を進めることができる環境整備も必要になるものと思われる。</p> <p>係る状況下、「システムの全体最適化と一元的な管理」や「ユーザー管理の一元化」で述べた通り、セキュリティを確保した上で、部署の垣根を越えてシステム間の情報連携をはかり、県庁全体として業務の効率化を図るためには、システムを含めた情報戦略を部署横断的に把握し、戦略立案をすることが求められる。そのためには情報戦略を専門に扱う部署と責任者を設置し、主導していくことが必要と考えられる。その前提として、熊本県においてもCIO職を設置し、システム管理を含めた情報戦略を全庁的に統一して進めることのできる体制を構築することが、今後求められる。</p>	御指摘の趣旨を踏まえ、関係課との協議を行いつつ、検討に着手している。	着手済